



## 世界国際電気通信会議 (WCIT-12) 結果報告 (総括)



総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 国際広報官 出口 岳人

### 1. はじめに

平成24年12月3日から14日までの間、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU) において、各国政府を法的に拘束する国際電気通信規則 (ITR) を改正する世界国際電気通信会議 (WCIT) が、アラブ首長国連邦 (ドバイ) で開催された。

WCITには、151か国及び37団体から約1,600名が参加し、ITR改正の交渉がされた。我が国からは、田中栄一総務審議官、関総一郎情報通信国際戦略局次長等が参加し、交渉に臨んだ (筆者も代表団メンバーとして参加)。

全体議長は開催国であるUAEの通信規制庁のアル・ガニム局長 (Director General) が行い、ITR改正提案のレビューを行う第5委員会 (COM5) 議長はジョシュア・ペプラー (ガーナ)、同委員会第1作業部会 (WG1) (第6条、第9条関係) 議長はベルナデット・ルイス (トリニダード・トバコ)、同WG2 (第6条、第9条関係以外) 議長はファビオ・ビジ (イタリア) の各氏が任命され、我が国からも津川清一参与

がWG1の副議長を務めた。

以下では、結果概要について報告する。なお、料金・サービス政策に関する議論の詳細については、別稿 (海野敦史「世界国際電気通信会議 (WCIT-12) における国際電気通信規則 (ITR) 改正をめぐる料金・サービス政策に関する議論」) で解説されているので、そちらも参照願いたい。

なお、本稿は筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではない。

### 2. 結果概要

#### (1) 総論

WCITでは、アラブ諸国、アフリカ諸国、ロシア等より、国によるインターネット規制、管理強化の必要性が主張され、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、新たな課題のセキュリティや迷惑メール (スパム) 対策の国際ルール化が主な争点となった。

### WCITにおけるITR改正の経緯

- ◆ 1990年、国際電気通信連合 (ITU) において、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた国際電気通信規則 (ITR) が発効。

※ ITR: International Telecommunication Regulations



民営化、競争導入等、電気通信を巡る環境の大きな変化

#### 【国際電気通信連合】

(ITU: International Telecommunication Union)

- ・電気通信に関する国連の専門機関。
- ・193か国が加盟。本部はジュネーブ
- ・役割：①国際的な周波数の分配  
②電気通信の標準化  
③途上国に対する技術援助等

- ◆ 2006年、ITUは、ITRを改正する会議 (WCIT) を2012年に開催することを決定。



・「アラブの春」等を受けた、新興・途上国でのネット規制・政府管理強化の動き  
・サイバーセキュリティの重要性に対する各国の意識の高まり

#### 【世界国際電気通信会議】

(WCIT: World Conferences on International Telecommunications)

- ・開催日程：2012年12月3日～14日
- ・場所：アラブ首長国連邦・ドバイ
- ・参加者：151か国及び37団体から約1,600名

- ◆ WCITでは、ITU等の国際機関がインターネットを管理すべきか否か、セキュリティを理由としたネットワーク遮断やコンテンツ規制などインターネット上の表現の自由への国家介入につながる規定を盛り込むかが主な焦点に。

図1. WCITにおけるITR改正の経緯



採択文書としては、(1) セキュリティ対策、スパム対策に関する規定（ネットワーク・セキュリティの確保についての規定、スパム拡散防止等についての規定）、(2) 携帯電話の海外ローミング料金に関する規定（利用者に対する料金の透明性確保についての規定、海外ローミング料金の競争の促進についての規定）、(3) 人権を尊重したITRの履行、国際電気通信サービスへの国のアクセス権についての規定、(4) 国際電気通信ネットワーク投資の奨励についての規定、(5) エネルギー効率化及び電子廃棄物（e-waste）についての規定、(6) 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進についての規定等をITRに追加するとともに、インターネットに関する決議（国際連合の機関であるITUがインターネットへの取組強化、ITUの権限の範囲内でインターネットに関わる技術、発展及び公共政策に関する各国の立場を形成することについて）等五つの決議が併せて採択されることとなった。

本改正文書は、途上国を中心とした支持により採択されたが、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等の国は、採択された改正案はインターネット上の表現（コンテンツ）規制や検閲、遮断等の規制強化につながりかねない、国やITUによるインターネット管理につながるおそれがないとは言えないなどとして署名しなかったため、署名国は89か国にとどまった。我が国としても、この改正案は国際的な共通認識が十

分に形成されていないまま採択されたものと考え、署名を送ることとした（55か国が署名せず）。

最終日に署名式が行われたが、主な署名国、非署名国は以下のとおり。

署名国（89か国）：アラブ諸国、中南米の一部（アルゼンチン、ブラジル、キューバ、パラグアイ等）、アフリカの大多数、旧ソ連邦諸国（RCC）の一部（ロシア、アゼルバイジャン等）、アジア太平洋の一部（タイ、マレーシア、韓国、シンガポール等）、欧州の一部（トルコ）

非署名国（55か国）：北米（米国、カナダ）、欧州諸国、中南米の一部（コスタ・リカ、コロンビア、チリ等）、アフリカの一部（ケニア等）、RCCの一部（アルメニア、ベラルーシ等）、アジア太平洋の一部（日本、豪州、NZ、インド、フィリピン）

なお、改正ITRは、2015年1月1日から、それまでに改正ITRに拘束されることに同意する旨の通知をITUに送付した国との間で発効することとなるが、署名（又は同意の通知）を行わない国については改正前の現行ITRが引き続き適用されることとなる。

## ITR改正の争点と各国のスタンス

主な争点	ロシア、アラブ、アフリカのスタンス	米国、欧州のスタンス	日本のスタンス
インターネット資源（IPアドレスやドメイン）に関する国やITUによる管理（インターネットガバナンス）	・ 現行の民間主導のインターネット資源管理体制(ICANN)ではなく、国際機関等により割り当てられるべき	・ 企業やユーザーの市民も参画する形によるマルチステークホルダーアプローチを支持（ITUでインターネット資源を割り当てる必要はない）	同左
インターネット上の表現の自由	・ 政府によるインターネット上の表現（コンテンツ）に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべき	・ ITRに、コンテンツ規制、検閲、遮断等につながるおそれのある規定を追加すべきでない	同左
セキュリティ対策	・ 国際的に拘束力のあるITRにて「セキュリティ」を扱うべき	・ ITRではコンテンツ規制、検閲、遮断等につながるおそれのある「セキュリティ」を扱うべきでない ・ 広範な意味を持つ「セキュリティ」ではなく、ネットワークの「堅牢性」に限定すべき	・ セキュリティ確保は重要だが、ネットワークの障害回避の側面に限定し、表現（コンテンツ）に対する検閲等が含まれない規定とすべき 〔例：ネットワークの「堅牢性」〕

図2. ITR改正の争点と各国のスタンス



## 改正の結果概要と我が国の対応

- ◆ ITRの改正規定案に関し、交渉過程で当初の規制的表現自体はかなり弱められた。
- ◆ しかしながら、最後まで米国、欧州諸国等とアラブ諸国、アフリカ諸国、ロシア等との間で合意に至らず、異例の投票により改正ITRが成立。  
→我が国を含む、米国、欧州諸国を中心とした55か国が署名せず(署名国は89か国)。

### 【我が国が署名しなかった理由】

- ・ インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について、米国、欧州等先進国とアラブ諸国、ロシア等の方に大きな考え方の相違があり、ITRの在るべき姿についての国際的な共通認識がまだ熟していない。

### 【参考：米国の対応】

- ・ 米国は、グーグル、アマゾン、インテル、シスコ等も参加(総勢121名)。
- ・ 本件を契機としてインターネットガバナンスに関する決議が議会で採択されたほか、WCITの結果についてホワイトハウスが見解を発表するなど、高い関心。

### (参考) ITRに新たに盛り込まれた主な事項

#### <前文>

- ◆ 人権を尊重したITRの履行
- ◆ 国際電気通信サービスへの国のアクセス権

(※) 改正ITRは、2015年1月1日に施行。  
署名しなかった国については、今後、改正ITRへの参加(同意)の通知を行わない限り、改正ITRは適用されず、現行のITRが適用。

#### <本文>

- ◆ ネットワークセキュリティ対策(努力義務)
- ◆ スпам対策(努力義務)
- ◆ その他の主な事項
  - ① 携帯電話の海外ローミング料金(利用料金の透明性確保、競争促進)
  - ② 国際電気通信ネットワーク投資の奨励
  - ③ エネルギー効率化及び電子廃棄物(e-waste)
  - ④ 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進

※ 併せて、インターネットに対する国やITUの取組を求める決議(元はロシアの提案)を採択。

図3. 改正の結果概要と我が国の対応

### (2) セキュリティ (5A条)

ブラジルを議長とするアドホックグループが作られ、我が方より、ネットワークに焦点を絞り、コンテンツに触れるべきではないことを主張し、その方向で議論が行われた結果、以下の文言で合意された。

#### ARTICLE 5A Security and robustness of networks

Member States shall individually and collectively endeavour to ensure the security and robustness of international telecommunication networks in order to achieve effective use thereof and avoidance of technical harm thereto, as well as the harmonious development of international telecommunication services offered to the public.

しかしながら、なお欧米諸国より、securityの用語はコンテンツ規制をも含み得るとして受け入れられないとの反対があったため、これを受け、更なる妥協案として、この規則はコンテンツに関わるものではない旨の規定をITRに追記することとなり、These Regulations do not address the content-related aspects of telecommunications. と第1.1条に追記されることで合意された。

### (3) スпам (5B条)

ブルガリアを議長とするアドホックグループが開かれ、スパムについて盛り込むべきではない、とする欧米諸国、盛り込むべきとするアラブ諸国やアフリカとの間で対立したが、議長より、緩やかな指針レベルの条文を盛り込むことが妥協案として提案され、結局以下の文言で合意された。

#### ARTICLE 5B Unsolicited bulk electronic communications

Member States should endeavour to take necessary measures to prevent the propagation of unsolicited bulk electronic communications and minimize its impact on international telecommunication services.

Member States are encouraged to cooperate in that sense.

ただし、欧米諸国はスパムについて規定することはインターネットのコンテンツに対して規制するものだと、条文化には最後まで抵抗を示した。

### (4) 投資促進、事業者間精算スキーム、IXP等

ブラジルより、インターネット接続促進に関し、国家が地域内トラヒックの交換ポイント(IXPを想定)の導入を促進



すべき、という提案がなされ、以下の文で合意された。

3.7 Member States should create an enabling environment for the implementation of regional telecommunication traffic exchange points, with a view to improving quality, increasing the connectivity and resilience of networks, fostering competition and reducing the costs of international telecommunication interconnections.

また、一般的な投資促進については、アフリカやアラブ諸国からの提案を基に、以下の文で合意された。

6.1.1 Member States shall endeavour to encourage investments in international telecommunication networks and promote competitive wholesale pricing for traffic carried on such telecommunication networks.

他方、インフラ投資を行う通信事業者による関係事業者への補償の仕組みを設けることがアラブ諸国やアフリカから提案されていたが、欧米諸国及び我が国が、事業者間の自由な交渉にゆだねるべき事項として反対した結果、条文には盛り込まれず、以下の決議が作成された。

RESOLUTION PLEN/5 (DUBAI, 2012)

International telecommunication service traffic termination and exchange

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),

(略)

resolves to invite concerned Members States to collaborate so that:

- i) each party in a negotiation or agreement related to or arising out of international connectivity matters can seek the support of relevant authorities of the other party's State in alternative dispute resolution;
- ii) their regulatory frameworks promote the establishment of commercial agreements between authorized operating agencies and the providers of international services in alignment with principles of fair competition and innovation,

## (5) 国際ローミング料金関係

国際ローミング料金の透明性確保、低廉化について、津川参与を議長とするアドホックグループの場を中心に議論が行われた。透明性確保、料金の低廉化促進の方向では先進国と途上国の間での基本的立場に大きな差異はなかったため、既存の4条に以下の4項を追加することで合意された。

4.4 Member States shall foster measures to ensure that authorized operating agencies provide free-of-charge, transparent, up-to-date and accurate information to end users on international telecommunication services, including international roaming prices and the associated relevant conditions, in a timely manner.

4.5 Member States shall foster measures to ensure that telecommunication services in international roaming of satisfactory quality are provided to visiting users.

4.6 Member States should foster cooperation among authorized operating agencies in order to avoid and mitigate inadvertent roaming charges in border zones.

4.7 Member States shall endeavour to promote competition in the provision of international roaming services and are encouraged to develop policies that foster competitive roaming prices for the benefit of end users.

## (6) ルーティング

アラブ諸国より、構成国が国際経過線路を知る権利や管理する権利を有する旨規定しようとした (A Member State has the right to know the route of its traffic where technically feasible.) が、欧米諸国から技術的に不可能等の反対があり、結果的に現行の規定を若干修正した以下の規定となった。

3.3 Authorized operating agencies shall determine by mutual agreement which international routes are to be used. Pending agreement and provided that there is no direct route existing between the terminal authorized operating agencies concerned, the origin authorized operating agency has the choice to determine the routing of its outgoing telecommunication traffic, taking into account the interests of the relevant transit and destination authorized operating agencies.

## (7) OA/ROA

ITRの適用対象となる事業者について、ROA (Recognized Operating Agency) とするか、OA (Operating Agency) とするか、欧米諸国とアラブ諸国、アフリカ、RCC等との間で意見の対立があった。

UAEのアル・ガニム全体議長は自らアドホックグループを開催し、妥協案について議論され、その中で、OAに\*authorised or recognised by a Member State to establish, oper-





ate and engage in international telecommunications services to the publicという注をつけることで妥協が図られたが、欧米諸国がROAと比べて対象を広げるものであるとして拒否した。最終的に妥協案が提案され、1. 1(a)の後に以下の文を置くこととした。

1.1 abis) These Regulations also contain provisions applicable to those operating agencies, authorized or recognized by a Member State, to establish, operate and engage in international telecommunications services to the public, hereinafter referred as "authorized operating agencies".

#### (8) 電気通信の定義 (Telecommunication/ICT)

電気通信の定義については、憲章、条約でも規定しており、同じ内容がITR2.1でも規定されているが、アラブ諸国、アフリカより、電気通信にICTの概念を加える新たな定義の提案がなされた。欧米諸国より、電気通信の定義をインターネットにまで広げるものとして反対があり、結果的には、従来の規定を維持することとした。

#### (9) 番号の適正な利用 (ナンバーミスマス)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号資源の適正な利用の確保を奨励するもの。多くの提案が出されたが、イギリス (BT) を議長とするアドホックグループでの議論の末、以下の文案で決着した。

3.5 Member States shall endeavour to ensure that international telecommunication numbering resources specified in ITU-T Recommendations are used only by the assignees and only for the purposes for which they were assigned; and that unassigned resources are not used.

しかしながら、アラブ諸国より、国際電話の番号のみならず、ネーミング、番号、アドレス及び識別資源といったインターネット資源についても国が管理すべき旨の提案 (3. 5 (b)) が出され、いったんは以下の文がファースト案に盛り込まれた。

3.8 Member States shall, if they so elect, be able to manage the naming, numbering, addressing and identification resources used within their territories for international telecommunications.

全体会合では、この3. 8に対し、我が方や欧米諸国が、インターネット・ガバナンスに関する規定はITRに盛り込むべきではない旨強く反対した結果、本項は最終的な案からは

落とされた。

#### (10) 適正な番号配信 (CLI)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号配信に関するルールについて、多くの提案が出されていたが、WG2の議論の中で、以下の文言で合意された。

3.6 Member States shall endeavour to ensure that international calling line identification (CLI) information is provided taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

#### (11) インターネット・ガバナンス (旧ロシア提案第3A条)

ロシアより、インターネット・ガバナンスに関し、各国の権限を強めることを意図する以下のような条文をArticle 3A Internetとして盛り込むよう提案がなされていた。

3A.1 Internet governance shall be effected through the development and application by governments, the private sector and civil society of shared principles, norms, rules, decision-making procedures and programmes that shape the evolution and use of the Internet.

3A.2 Member States shall have equal rights to manage the Internet, including in regard to the allotment, assignment and reclamation of Internet numbering, naming, addressing and identification resources and to support for the operation and development of basic Internet infrastructure.

3A.3 Member States shall have the sovereign right to establish and implement public policy, including international policy, on matters of Internet governance, and to regulate the national Internet segment, as well as the activities within their territory of operating agencies providing Internet access or carrying Internet traffic.

3A.4 Member States should endeavour to establish policies aimed at meeting public requirements with respect to Internet access and use, and at assisting, including through international cooperation, administrations and operating agencies in supporting the operation and development of the Internet.

本提案に対し、少数国会合で、トゥーレ事務総局長からロシアに対し、代わりに以下の決議案を作ることでどうか、と提案がされ、その方向で妥協が図られた。

To foster an enabling environment for the greater growth



of the Internet (RESOLUTION PLEN/3)  
The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),  
(略)

resolves to invite Member States

1 to elaborate on their respective positions on international Internet-related technical, development and public-policy issues within the mandate of ITU at various ITU forums including, inter alia, the World Telecommunication/ICT Policy Forum, the Broadband Commission for Digital Development ITU-D study groups; (略)

instructs the Secretary-General

1 to continue to take the necessary steps for ITU to play an active and constructive role in the development of broadband and the multistakeholder model of the Internet as expressed in § 35 of the Tunis Agenda; (略)

本決議案は第一次案に盛り込まれたが、12日の全体会で米国がインターネット・ガバナンスについてITUの権限を広げるものだと反対したため、アル・ガニム議長が「この会議場の雰囲気を知りたい」として採決が行われ、賛成多数として最終案に残った（なお、その後、本手続の不明確さについて問いただす国がいたものの、本手続は投票ではない旨の説明を議長は繰り返した）。

(12) 人権を尊重したITRの履行、国際電気通信サービスへの国のアクセス権についての規定

もともとチュニジアから表現の自由等の人権に配慮してITRを適用すべきとの規定を加えることが提案されていたが、これを基に全体会で、スウェーデン、ポーランド等から前文へ以下の一文を加えることが提案された。

Member States affirm their commitment to implement these Regulations in a manner that respects and upholds their human rights obligations.

これについては、アラブ諸国、アフリカ諸国より、ITRに書くべき事項ではない、として反対があったものの、結局13日に配付された最終案に残った。これに対し、13日の全体会で、最終案の採決が行われる直前に、アフリカ（ナイジェリア）より、これに続けて通信に関する国の権利についても加えるべきとして、以下の一文の追加が提案された。

These Regulations recognize the right of access of Member States to international telecommunication services.

欧米諸国より、人権とは人の権利であり、国の人権というのは想定しがたいとの反対があり、議長は同提案を却下しようとしたが、イランから投票の動議（Point of Order）があり、投票に持ち込まれた。

投票は、まず議論を打ち切って投票にかけることの可否について行われ、投票することについては賛成多数（93対0、棄権16）で可決、さらに同提案についても賛成多数（77対33、棄権8）で同提案は可決。それとともに、議長がアフリカ諸国からの追加分を入れた形でのテキスト全体の採択を宣言した。

(13) エネルギー効率化及び電子廃棄物(e-waste)についての規定

アフリカ（元案ガーナ）より、エネルギー効率化及び電子廃棄物について各国が適切な基準を採用すべし、とする規定の追加を主張し、アドホックグループで議論された結果、以下のような緩やかな努力義務を課すラインで合意された。

Article 8A Energy efficiency/e-waste

Member States are encouraged to adopt energy-efficiency and e-waste best practices, taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(14) 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進についての規定

ハンガリーより、障害者の電気通信サービスへのアクセスを促進すべし、とする規定の追加を主張し、アドホックグループで議論された結果、以下のような緩やかな努力義務を課すラインで合意された。

ARTICLE 8B Accessibility

Member States should promote access for persons with disabilities to international telecommunication services, taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(15) WCITの定期的な開催

ガーナより、電気通信の発展に合わせてITRの定期的な見直しが必要であるとして、WISA（4年に一回開催）が開催される機会を捉えて、8年に一回、ITRの見直しを行うべし、という決議案を提出した。先進国より、ITRは頻繁に改正すべき性質のものではないとの主張を行った結果、WCITを定期的に開催することについて、次期全権委員会（2014年）で検討することとされた。



### 3. 所感

今般会合でITR改正案が、途上国を中心とする支持を基盤に成立したが、米国及びEU諸国をはじめとする大半の先進国は、署名を行わなかった。今回、ITRの改正をめぐる、関係国間で大きく対応が分かれたのは残念な結果ではあった。

かかる結果は、インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について欧米諸国と途上国との間で基本的な考え方の違いがあることによるものであった。欧米諸国の立場は条約と同等の法的拘束力を持つITRにインターネット関連規定が盛り込まれるべきではなく、インターネットへのITU又は各国政府の関与の増大は、現行のマルチステークホルダー・アプローチやインターネットを通じた表現の自由を脅かすものとなりかねないというものであり、他方途上国の立場はITUや各国政府がインターネットの管理に積極的に関与すべきというものであった。

アラブ諸国、中国、ロシア等は、当初のセキュリティに関する提案を見る限り、今回のITR改正を契機にインターネット規制を盛り込もうとしていたことは明らかである。しかしながら、欧米諸国の強い反対に加え、我が方やブラジルを中心とした妥協案を作成しようとする努力もあり、実際にでき

あがったセキュリティやスパムに関する規定は、これらの国々からかなりの妥協を引き出すことに成功したと考えられる。

しかしながら、特にアラブ諸国にとっては、妥協を重ねたにも関わらず、米国が「インターネット」に関する事項をITRの範疇で扱うことについて全く妥協の余地を示さず、「インターネット」に関連する文言（セキュリティ、スパム等）を入れることでさえ最後まで妥協しなかったことから、双方の溝が深まる一方となり、最後には「情報アクセスの権利」をめぐる本筋とは離れた部分で議論や投票が行われることとなってしまったとも捉えることができる。

今後、米国や欧州、日本等の先進国が改正ITRに参加しない中でITRの役割・位置づけがどのようになっていくかについては予断を許さないところがあるが、定期的なレビューを行うことについて2014年の全権委員会議で議論すべしという決議が併せて採択されたので、今後、ITRは情報通信をめぐる環境の変化に合わせて定期的に改訂すべき、という議論は必ず起こると思われる。

インターネットをめぐる議論は、ITU理事会作業部会、本年5月のWTPF等、WCIT以外のITUの会合でも引き続き行われることとなり、また、国際サイバー会議（今年10月に韓国で開催）、国連の専門家会合（第1委員会下のGGE、第2委員会下のCSTD）、インターネットガバナンスフォーラム

## サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

- ◆ サイバー空間の国際ルールについては、国連総会やITU、国際サイバー会議等を中心として、引き続き議論が行われる見込み。
- ◆ 2013年に国家のICT利用に関する規範についての議論が、2014～2015年にインターネット政策についての議論がそれぞれ取りまとめられる予定。

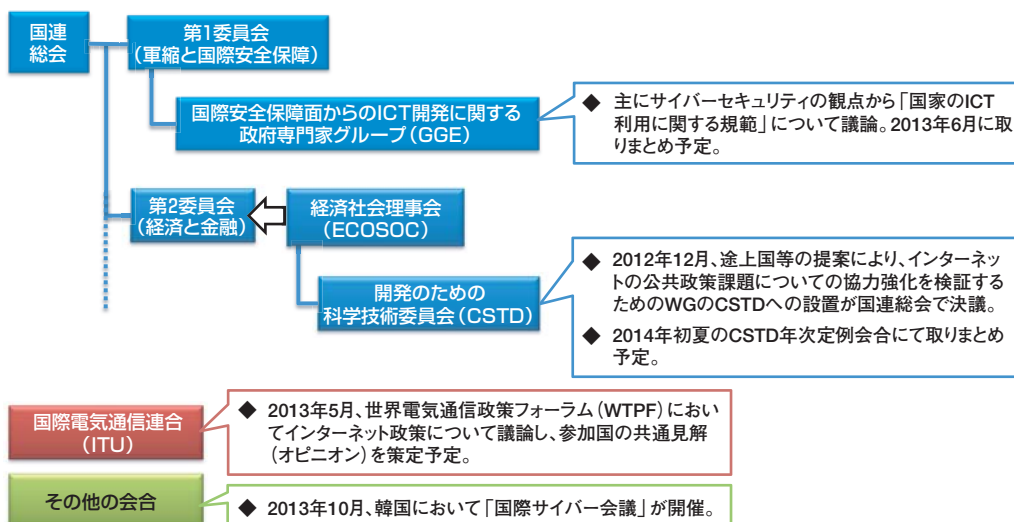


図4. サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向





(IGF) 等の場でも行われることとなる。

このようにインターネットの規制や管理の在り方については、今後とも様々な場で議論がなされると予想される。我が国としては、情報の自由な流通が確保され、インターネットの便益を利用者の方々が最大限に享受できるよう、様々な場で引き続き国際的な共通認識の醸成に努めてまいりたいと考えている。

なお、全体議長を務めたのは、UAEの通信規制庁 (TRA) のアル・ガニム局長。当初、落ち着いた采配をしていたように見えたが、インターネット決議案については、重要な案件であり、もう一晩持ち越し、時間をかけて議論をする、という道もあったはずだが、12日の全体会で、インターネット決議に関する議論が収束しないのを見て、「各国の温度を測る」と言って札を上げさせて賛否を表明させた上で、majorityと発言し、多数決を行ったに等しい議事進行を行い、交渉決裂のきっかけを作ってしまったように思われる。

13日の改正案採択の瞬間においても、ITR前文に情報アクセスの権利を追加するかどうかについて投票したはずであったのに、その投票が終わった直後、その修正を反映して成果文書は採択されたと宣言した。この点、修正提案の採決後、いったん、休憩でも入れれば、各国は、冷静に改めて判断することができた可能性もある。

なお、最後の投票はイランからの動議に基づいて行われたものである。このイラン動議は、議長やトゥール事務総局長にとっても想定外だった可能性もある。

我が国としては、1年以上前からの予備的交渉にも積極的に参加し、インターネットを通じた情報の自由な流通の確保等、我が国の基本的立場が反映されるよう努めるとともに、全ての構成国が参加できる合意を通じたITUの一体性の確保を実現するべく交渉に臨んだ。今回の会合でも着地点を模索

するべく建設的な貢献を行った。

この点については、欧米諸国、アジア、議長、事務局長等から何度も感謝と敬意が表明されていたところで、間違いなく各国とも高く評価していたと思われる。また、採択された文書において相当部分妥協を引き出すことに貢献したと評価できる。

最終的に先進国と途上国の溝が埋まらず、我が国も署名できなかったという結果は、これまで、ITRの改正に向けて、相当の労力をかけてきた我が方としては不本意と言わざるを得ない。しかしながら、先進国・途上国の双方より、我が国の建設的貢献が高い評価を得たことは、今後の議論に向けた強い信頼関係とパイプの構築につながり、今回の会合の成果として評価してよいと考える。

<我が国の積極的貢献の主な例>

- ・ APT準備会合において、副議長を務めるとともに、セキュリティに関する議論 (共同提案条文案の作成) 等を主導
- ・ ローミングに関する新たな規定の検討グループで、津川参与が議長役として取りまとめに貢献
- ・ 適用対象事業者に関する対立 (OA/ROA) の打開に向け我が国が非公式に提案した内容が最終案に反映

<関係ホームページ>

ITU世界国際電気通信会議 (WCIT-12)

URL:[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ict-seisaku/cyberspace\\_rule/wcit-12.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict-seisaku/cyberspace_rule/wcit-12.html)



写真1. 全体会合での投票の様相 (12月13日)